

2,3-ジメチルピラジン、2,5-ジメチルピラジン、2,6-ジメチルピラジンの添加物指定及び規格基準の設定に関する食品健康影響評価について

(平成20年2月7日付けで食品健康影響評価を依頼した事項)

1. 経緯

厚生労働省では、平成14年7月の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会における了承事項に従い、①FAO/WHO合同食品添加物専門家会議（JECFA）で国際的に安全性評価が終了し、一定の範囲内で安全性が確認されており、かつ、②米国及びEU諸国等で使用が広く認められているものについては、個別品目毎に指定に向けた検討を開始する方針を示している。

今般、この条件に該当する成分として、2,3-ジメチルピラジン、2,5-ジメチルピラジン、2,6-ジメチルピラジンの3品目について評価資料がまとまったことから、食品添加物としての指定等の検討を開始するに当たり、食品安全基本法に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼したものである。

2. 2,3-ジメチルピラジン、2,5-ジメチルピラジン、2,6-ジメチルピラジンについて

2,3-ジメチルピラジン、2,5-ジメチルピラジン、2,6-ジメチルピラジンは、アスパラガス、生落花生、緑茶等の食品に存在し、また、牛肉、豚肉、エビ、ポテトなどの加熱調理及びコーヒー、カカオ等の焙煎により生成する成分である。

欧米においては、焼き菓子、アイスクリーム、清涼飲料、肉製品などの加工食品に風味向上剤として用いられている。

3. 今後の方向

食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において2,3-ジメチルピラジン、2,5-ジメチルピラジン、2,6-ジメチルピラジンについて食品添加物としての指定の可否及び規格基準の設定について検討する。